平成 28 年度林野庁補助事業

新たな木材需要創出総合プロジェクト事業

(地域材利用促進のうち違法伐採対策の推進のうち合法木材の普及促進)

平成 28 年度 違法伐採対策·合法木材普及推進事業 総 括 報 告 書

平成29年3月

一般社団法人全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は、平成 28 年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」の成果概要を記述したものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため平成 18 年度から「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取組んできたが、林野庁ガイドラインに基づく合法性が証明された木材の認定供給事業者は 28 年度末の段階で 12,150 社となっている。全国どこでも合法性等が証明された木材が入手できる環境が整ってきており、木材利用ポイント事業、地域型住宅ブランド化事業などの要件となったことで、民間住宅の関係者や消費者がこの制度に関心を広げてきたためである。

また、平成28年5月20日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が公布され、この事業を巡る環境も新たな局面を迎えた。

このような状況の中で本年度は、民間企業・一般消費者等に対して違法伐採対策の重要性や合法木材の普及拡大を行ない、需要の定着化を図るとともに、合法木材の取組強化の事業を実施するなど、認定事業団体と連携して合法木材制度の信頼性向上や普及拡大のための事業を実施した。

本報告書が今後の違法伐採問題に関する業界と消費者・調達者の連携した取り組みの一助となることを期待している。

平成 29 年 3 月

一般社団法人 全国木材組合連合会 会長 吉 条 良 明

平成28年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業 総括報告書 目次

はじめに

第1章 概 要 1 平成28年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」(新たな需要創出総合プロジェクト事業(地域材利用促進のうち合法木材の普及促進事業)の骨子… 2 取り組みの成果と報告書の構成(年間スケジュール表)	1 1 3
第2章 合法性が証明された木材の供給体制と事業の推進体制	
1 合法性が証明された木材の供給体制の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 平成27年度における合法木材の取扱実績	4
3 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の開催	5
第3章 需要者・消費者に対する合法木材の普及・啓発・定着事業	
1 地方での一般消費者・需要者向けの普及活動	12
2 中央での一般消費者・需要者向けの普及活動	17
3 合法木材ナビの充実	21
第4章 木材の合法性証明の信頼性向上 認定団体・認定事業体を対象とした説明会・研修会の開催	24
巻末資料	

平成28年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の進め方について………… 32

第1章 概 要

1 平成 28 年度「違法伐採対策事業・合法木材普及推進事業」(新たな需要創出総合プロジェクト事業(地域材利用促進のうち合法木材の普及促進事業)の骨子

違法伐採問題に対応するため、平成 18年2月に林野庁が「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」を策定し、その中で「合法性」についての定義を定め、同年、グリーン購入法の特定調達品目に「合法木材」が取り入れられて、政府調達の対象となるなど、合法性のある木材・木材製品(以下「合法木材」という。)の利用の促進が図られてきた。同様に、木材業界においても、合法木材の供給体制の整備に取り組んできた結果、現在では150の合法木材供給事業者認定団体(以下「認定団体」という。)が12,150を超える事業者(平成29年3月現在)を合法木材供給事業者(以下「供給事業者」という。)として認定しており、全国どこでも合法木材を入手する体制が整ってきている。

更に、林野庁で平成 25 年度から平成 27 年度まで実施された木材利用ポイント事業や国土交通省の地域型住宅ブランド化推進事業等の中で、合法木材が助成要件の一つになったことなどにより合法木材の利用や、業界関係者のみならず消費者も木材の合法性証明に触れる機会が増えたことから、供給側の説明責任もより大きくなってきている。

このような中で供給体制の信頼性向上とその普及啓発がきわめて重要な課題となっている。このため、①違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の開催、②需要者・消費者に対する普及啓発・定着事業、③合法性証明の信頼性向上事業等に取り組んだ。

2 取り組みの成果と報告書の構成

(1) 合法性が証明された木材の供給体制と事業の推進体制(第2章)

11 年目を向かえた合法木材の供給システムに関して、業界団体によって認定された合法木材供給事業者の数は 12,150 を超え、合法木材の供給体制が整ってきている。

このような状況を踏まえ、業界関係者、学識経験者、環境 NGO などからなる違法伐採対策・合法木材普及推進委員会を2回開催し、事業を適切に推進するための検討を行った。

(2) 需要者・消費者等に対する合法木材の普及・啓発・定着事業(第3章)

ア 地方での普及活動

全国 30 の認定団体の協力を得て、地方自治体への普及、地方建築業界向け普及活動の実施、県主催等のイベントへの参加などを通じて、一般消費者や需要者向けの普及活動を実施した。

イ 中央での普及活動

農林水産省消費者の部屋特別展示などで一般消費者や中央官庁職員等への普及活動を実施した。

ウ 合法木材ナビの充実

我が国の違法伐採対策、合法木材の供給システムに関する情報、海外の 関連情報を一元的に提供するため、合法木材の認定事業者の名簿の更新、セミナー等の開催情報の他、合法木材を調達する民間事業者等からの問い合わ せへの対応等に取り組んだ。

(3) 木材の合法性証明の信頼性向上(第4章)

ア 認定団体を対象とした研修会の実施

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(以下「CW法」という。)が公布されるなど、新たな局面を迎えたこともあって、平成28年7月と平成29年2月の2回合法木材認定団体を対象とした中央研修を実施した。

イ 認定事業者を対象とした研修会の実施

各認定団体との共催により、新たな合法木材供給事業者を含め、供給事業者向けの研修を55の認定団体、2,510名(事業者)を対象に実施した。

平成28年度合法木材普及促進事業 〈年間スケジュール概要〉 委員会等会議の開催 合法木材の普及・利用促進 4月 5月 6月 7日:合法木材供給事業者認定団体研修 (第1回) 7月 21日:第1回委員会 認定 認定団 寸 8月 体による普及活動 体による認定事業体研 22日-2日:林野庁中央 ロビー展示 9月 10月 修 11月 12月 1月 16-20日:農林水産省 「消費者の部屋」特別 27日:合法木材供給 事業者認定団体研修 (第2回) 2月 3月 14日:第2回委員会 ※委員会: 違法伐採対策 · 合法木材普及推進委員会

第2章 合法性が証明された木材の供給体制と事業の推進体制

1 合法性が証明された木材の供給体制の概要

合法木材供給事業者の認定団体数及び認定事業者数は下表のとおりで、平成 29年3月末現在では、認定団体数が150(昨年151)、認定事業者数が約12,150 (昨年約12,330)となっており、合法木材の供給体制は一層充実しつつある。

合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

平成 29 年 3 月 31 日現在

団体区分	認定団体数	認定事業者数
中央団体	25	2,014
地方団体	125	10,136
計	150	12,150

(注) 林業・木材団体で「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガ イドライン (平成 18年2月林野庁)」に基づいて合法木材供給事業者の認定を行っ ている木材組合、森林組合、素材生産、木材チップ生産、木材流通等の団体及び各 団体が認定した事業者数を計上

2 平成27年度における合法木材の取扱実績

昨年度の合法木材の取扱実績を次ページの表にとりまとめた。平成 27 年度は、合法木材証明システムが始まって 10 年目に当たり、その間の合法木材の取扱実績は年々増加の傾向にある。

例えば、素材生産のうち合法木材の量は、18 年度の実績では 906 千㎡であったのに対し、8,640 千㎡となり 9.5 倍になっている。同じく素材流通業者の取り扱った合法木材は 951 千㎡に対し 11,671 千㎡の 12.3 倍となっている。また、取扱量の総数に占める合法木材の比率についても、素材生産では 40%から 72%に、素材流通では 16%から 73%に、素材流通(輸入)では 9%から 55%に増加するなど、合法木材の供給量は着実に増加している。

また、取扱実績を報告する認定団体及び認定事業体の数については、18年度では、認定団体数 61、認定事業体数 2,267 であったのに対し、団体数では 2.2 倍の 133 団体に、認定事業対数では 4.2 倍の 9,607 社で、こちらも着実に増加している状況となっている。

平成27年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績(報告期間:平成27年4月1日~平成28年3月31日)

業	種	木材・木製品 の 取 扱 量 (総数)	うち、合法性 が証明され たもの	割合	認定
		A	В	A/B	事業体数
		千 m3	千 m3		
素材生産	(国 内)	12,078	8,640	0.72	2,313
素材流通	(国内注)	16,054	11,671	0.73	539
木材加工	(国内注)	26,148	15,822	0.61	3,224
木材流通	(国内注)	18,417	5,839	0.32	3,387
その他	(国内注)	197	101	0.51	99
素材流通	(輸 入)	1,859	1,025	0.55	2
木材流通	(輸 入)	6,020	1,002	0.17	43

(注) 1 全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した 133 認定団体 9.607 認定事業体の数値を集計したものである。(平成 28 年 10 月調査)

2 国内注:国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む。

3 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の開催

本事業を効果的に推進し、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の信頼性の向上と円滑な供給を可能とするため、また、認定団体による自主的取組のあり方等について検討し、取組の実効性を高めることを目的として、一般社団法人全国木材組合連合会に木材関係業界団体、学識経験者、消費者団体、環境 NGO 等からなる違法伐採対策・合法木材普及推進委員会を引き続き設置した。



写真 2-3-1 第 1 回合法木材普及推進委員会



写真 2-3-2 第 2 回合法木材普及推進委員会

違法伐採対策 · 合法木材普及推進委員会

■ 委員

(五十音順、敬称略)

岩永 青史 森林総合研究所(林業経営·政策研究領域主任研究員)

大石 美奈子 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

(理事・環境委員長)

大熊 幹章 東京大学(名誉教授):委員長

岡田 清隆 日本木材輸入協会(専務理事)

小田 広昭 住宅生産団体連合会(専務理事)

柿澤 宏昭 北海道大学大学院農学研究院(教授)

上河 潔 日本製紙連合会(常務理事)

坂本 有希 地球・人間環境フォーラム(フェアウッド・パートナーズ

担当)

島田 泰助 全国木材組合連合会(副会長)

藤間 剛 森林総合研究所(森林植生研究領域チーム長)

永田 信 東京大学大学院農学生命科学研究科 (教授)

橋本 務太 WWF ジャパン (森林グループ長)

平之山 俊作 全国森林組合連合会(常務理事)

御手洗伸太郎 日本建設業連合会(常務執行役)

■ オブザーバー

【関係省庁】林野庁

■ 会議の概要

第1回違法伐採対策 - 合法木材普及推進委員会議

- 1. 日時: 2016 (平成 28) 年7月21日 (木) 14:00~16:00
- 2. 場所: 永田町ビル4階大会議室(東京都千代田区永田町)
- 3. 議事要旨:
- ① 平成 27 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の実施結果および事業を巡る最近の情勢について

事務局より、資料(平成27年度事業の総括報告書)により説明があった。

[主な質疑・意見]

- ○合法木材ナビのサイトへの海外からのアクセス数は、どの国からどれぐらいある か分かるか?
- → (事務局) 現時点ではわからないが、解析が可能なら今後調べてみたい。

この後、林野庁から新たに成立した合法木材利用推進法についての概要説明があった。

「主な質疑・意見]

- ○新しい法律とグリーン購入法での対象となる合法木材との関係は?両者を整理 してもらわないと、事業者は混乱してしまう。
- → (林野庁) 基本的には、今までのガイドラインで証明された合法木材は、新しい 法律のなかの合法性の確認に使えるようにしたいと考えている。グリーン購入 法は対象品目が限定されているが、新法は範囲が広い。どこまで含めるかは今後 検討していく。
- ○グリーン購入法と新法の合法性を一緒にしてもらわないと、事業者は対応できない。
- ○現在の制度での供給認定事業者と、新法の下での関連事業者の仕分けはどうなる のか?
- → (林野庁) 当面は両者が並立することになる。その後、どの様になるかは今の時 点ではわからない。
- ○今まで、住宅関係の事業者は我々から見ると需要者という立場だったが、今回の 法律では、住宅関係事業者もこちら側の供給側に入っているようだ。供給側の事 業者をどこまでと考えているのか?
- → (林野庁) 新法では、関連事業者の範囲が広がった。建築、家具、紙も対象となるが、具体的にどこまでを範囲とするかは現在検討段階。
- ○誰に何を訴えていくのかが重要。今までは工務店など建築業者に PR してきた。 新法で需要者の範囲が変わるとなると、我々もそれに対応する必要がある。これ から普及していくときに、家具や建築の人と一緒に PR していくことになるの か非常に気になるところ。我々としては、12,000 ある認定事業者がこれからど うなるのかが現実的な問題。認定事業者はこれからどうなるのか不安があり、今 後各県で実施される事業者研修の場でも県木連など認定団体がどのように説明 すればよいのか、詳細を早く決めてお示しいただきたい。
- → (林野庁) 10 年間やってきた制度が生かせるようにしたい。ただし、新しい登録制度のなかで、現在の認定事業者がどう位置づけられるかは検討中。
- ○今は、新規に認定事業者となるために審査費用として2万円、それに年間1万円の維持費がかかるところが多いようだが、新法でそれより多額の費用がかかるようになると事業者にとってはその点でもハードルが高くなり、それに見合うメリットがあるのかということも問題になってくる。
- ○海外のリスクの高い木材に対して判断を示してほしい。今までの制度では、ガイドラインに 3 つの証明方法が示されているだけで、判断の基準は書かれていない。

- ○新法の 6 条と今のガイドラインの関係はどうなるのか。何をもってデューデリジェンスというのかを示す必要がある。
- ○森林認証にも色々ある。合法性が疑わしいものをシャットアウトするのではなく、 合法性を高めるにはどうしていくのかをこれから決めていかなくてはならない。 そのときの判断の基準が問題になる。
- ○住宅建築業者が、伐採時点での合法性までたどるのは不可能。どの段階の事業者かで、求められるレベルも違うのではないか。現時点では、1年後にいきなり施行と言われても対応が難しい。各業界で徐々に浸透していくような仕組みにする必要がある。
- ○新法では、事業者の登録は任意となっているが、登録しないと実態がつかめない し、指導もできないのではないか。現行の制度を切り替えた時、一部の事業者し か登録しないとなると、今よりも実態がつかめなくなる。
- ○提案だが(新法について)いろいろな立場の人を入れて議論ができるような場を、 林野庁の方で作ってほしい。ぜひ検討いただきたい。

② 平成 28 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の概要 (案) について

事務局より、資料(平成28年度事業の概要案)に基づき説明があった。特に、「今年度の事業は、新法との関係でどのようになるか不確定な要素もあるが、次につながるような方向で進めたいと考えている。」との話があった。

「主な質疑・意見」

- ○昨年度の事業で IGES が実施した抽出調査を拡大して今年度も調査するとの話だったが、昨年と同じような結果になるのでは。
- → (事務局) 今年度は、林野庁の意向も踏まえて調査数を増やすだけでなく、地域 を広げて、様々な業種を対象とし、また国産材だけでなく外材も扱う業者も含 めたいと考えている。
- ○今までやってきた事業で、何ができて何ができなかったのか、また今後の課題は 何かを考慮して今年度の事業を進める必要がある。
- ○これからのことは、はっきりしないことも多いが、動きながら考えることにならざるを得ないところもある。

③ その他

事務局からは特になし。委員からも特に意見は出ず、会議を終了した。

第2回違法伐採対策 · 合法木材普及推進委員会議

1. 日時: 2017 (平成 29) 年 3 月 16 日 (木) 14:00~15:45

2. 場所: 永田町ビル4階大会議室(東京都千代田区永田町)

- 3 議事要旨:
- ① 平成 28 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の実施結果について

事務局より、資料(平成28年度事業の実施結果)により説明があった。その中で、今年度の事業の実施に当たってはCW法の周知等の活動を行ってきたが、今までのガイドラインとCW法の仕組みの両方を見据えながらの実施になったので、例年と多少違った進め方になった、との説明があった。

[主な質疑・意見]

- ○セミナーテキスト「合法木材利用促進ガイド」はもらえるのか。また、PDF 等のデータで Web 上に掲載されるのか。
- → (事務局) 事務局に希望いただければ、まだ在庫があるのでお渡しできる。また、 データを合法木材ナビに掲載することも予定している。
- この後、林野庁から CW 法について資料(運用案等)にもとづき説明があった。 「主な質疑・意見」
- ○省令案以外にも、国が提供する情報の中にデュー・デリジェンス(以下 DD)の やり方等をもっと詳しく解説したガイドラインの様なものをつくる予定はある のか。
- → (林野庁) いま、いろいろな方面の関係者と意見交換している。追加情報はどんなものがあるか、とか各国の視点等を踏まえ、今後 Q&A 等を作ってお示ししたいと考えている。
- ○合法性の確認で森林認証材でも伐採国等の情報も追加で必要となるのか。最低限 どこまでやればいいのか。会員企業から問い合わせがきている。
- → (林野庁) 認証材でもできる範囲で調べてもらい、合法性の確認をしてもらう。 どこまでやればいいかは、事業者の判断ということになる。
- ○オリ・パラでは、使うもの・サービスすべてで持続可能性を追求している。持続 可能性を妨げるものはないか、買う人が調べなおして判断するが、一人では調べ るにも限りがあるので、それを補うために認証制度も使える。
- \bigcirc CW 法の対象物品に MDF やパーティクルボードが入っていないのはなぜか。
- → (林野庁) 対象物品の選定に当たっては、国交、経産と協議のうえ決めている。 ただ、この物品もまずはスタートの時にはこれでやろうというもので、今後必要 があれば見直すこともある。
- ○再生品は、最初から合法ということにして対象にあげておいた方が良い。再生したものは、積極的に使っていこうというなら、パーティクルボードが対象から外れていると、消費者からみるとわかりにくい。
- ○この法律で示されている対象物品は、合法性の確認が必要となる範囲を示したも の。ここに書かれていないからと言って使用を妨げるものではない。

- ○CW 法に基づく登録をしようとすると手間がかかる。大企業なら容易にできても、 中小企業が手間とお金をかけて申請するのは負担が大きい。中小企業の負担を 軽減するような仕組みはあるのか。
- → (林野庁) 登録の際に個別の企業への補助は難しいが、負担がなるべく軽くなる よう考えている。登録は、森林認証を取得するほどの費用は掛からない。

② その他

事務局より、参考資料(平成29年度事業の概要)に基づき説明があった。その中で、今までやってきた内容は29年度の事業のなかにはないので、この事業は今年度限りで終わりとなる、との説明があった。

[主な質疑・意見]

- (CW 法の問い合わせの受付業務について) 施行が始まると、電話での問い合わせが殺到するのではないか。木材・建築会社の調達担当の部署の人は、必ず問い合わせてくるだろう。
- → (林野庁) 林野庁も問い合わせに応じるなど協力しながら対応したい。

第3章 需要者・消費者に対する合法木材の普及・啓発・定着事業

1 地方での一般消費者・需要者向けの普及活動

合法木材の需要の促進を図るためには、全国各地での普及活動が重要であるとともに、認定団体及び供給事業者にとっては地域住民に合法木材を理解してもらい、供給体制づくり等の活動を行っていることを知ってもらう必要があることから、各県木連を中心に積極的に取り組んでいるところである。

本年度は 30 の認定団体がこの事業に取組み、全国各地で地方公共団体、企業、木材関連団体、建設関係団体、建築関係団体、消費者団体及び一般消費者等に対して合法木材の普及啓発活動を実施した。

具体的な内容は以下のとおりである。

ア 地方自治体等窓口への訪問説明

9 認定団体において担当者等が 66 の国、県の組織、208 の市町村、138 団体 を訪問し、各訪問先の首長、合法木材担当者、建築工事担当者等にパンフレットにより合法木材の説明をして理解を求め、合法木材の使用について要請を行った。併せてポスターの掲示やパンフレット等の配布を要請した。

各窓口では、年々合法木材に対する認識も深まっており、各種会合等で合法木材について紹介・PRする自治体等が増えてきている。



写真 3-1-1 地方自治体首長を訪問して要請(富山県木連)

イ 建築関係者等向けセミナーの開催

3 認定団体が延べ約 400 名の建築士、設計士、建設業者、木材利用ポイント登録工事業者、グリーン購入法担当者等に、合法木材の制度・仕組み、供給体制、合法木材による家造りの事例等についてセミナーを実施した。



写真 3-1-2 建築業関係者セミナー開催(群馬県木連)

セミナーは認定団体が主催して開催し、参加者からは「合法木材を知らなかった」、「木材利用ポイント事業で初めて知ったし、一般消費者にも浸透していない」、「森林認証制度とどこが違うのか」といった声や、「セミナーによって理解度が高まった」、「今後もセミナーに参加したい」、「合法木材を活用したい」との声も高く、大変好評であった。

ウ 地方自治体職員等への説明会等開催

2 認定団体が、県・市町村等の林務担当職員に対して、合法木材の制度・仕組み・供給体制等について説明会を行って、合法木材の普及を図った。また、合法木材の一般消費者、建築等需要者に対する普及活動の在り方等の普及会議を林務担当職員と実施した。

林務担当職員の多くは合法木材について理解が進んでいるが、まだ理解度が低

い者も見られ、「身近な問題として認識を新たにできた」、「今後とも継続的に開催していくべき」との意見が出された。



写真 3-1-3 県林務関係職員との普及会議 (岡山県木連)

エ 県等が主催するイベントへの参加による普及・啓発

24 の認定団体において、道府県や各種団体が主催する 54 のイベントに出展・参加して、パネル・ポスターの展示、パンフレットの配布、木工教室の開催、合法木材相談コーナー等を設けて合法木材の普及啓発を行った。

都道府県等が主催するイベントに出展し行う合法木材の普及では、一度に多くの人に合法木材を紹介することが出来るため、最近は、普及・啓発を行う機会として活用するケースが増えてきており、本年は、各地のイベントで延べ79万人の入場者があったと報告されており、積極的な普及活動を行うことができた。

「違法伐採をなくしていく必要がある」、「ホームセンター等でも買えるのか」、一般消費者からみてもう少しわかり易いPRが必要」といった声が多く聞かれ、一般消費者に対する普及の場として、イベントでの普及・PRを今後とも積極的に行っていく必要があることがわかった。

また、2 認定団体がイベント会場で独自のアンケートを実施した。



写真 3-1-4-1 地方でのフェアの様子 (秋田県木連)



写真 3-1-4-2 地方でのフェアの様子(和歌山県木連)



写真 3-1-4-3 地方でのフェアの様子 (愛媛県木連)



写真 3-1-4-4 地方でのフェアの様子 (岡山県木連)

オ 地方自治体、関係団体へのポスター掲示等の要請

11 の認定団体において、約 1,500 カ所の国、県 (出先含む)、市町村関係団体、認定事業者、企業等の事務所等にポスター、パンフレットを送付し、掲示板や事務所等への掲示や、パンフレットの配布について協力要請した。

2 中央での一般消費者・需要者向けの普及活動

(1) 農林水産省7階林野庁中央展示

農林水産省7階の中央展示スペースにおいて、平成28年成8月22日(月)~9月2日(金)までの間、合法木材の展示を行った。

今年で8回目の展示であり、農林水産省の職員や林野庁を訪問する皆さんに合法 木材のPRを行った。

この展示場所は、ウィンドウの中であることから、ポスターやパネル等が中心の展示であった。



写真 3-2-1 林野庁 7 階中央廊下 展示の様子



写真 3-2-2 林野庁 7 階中央廊下 展示の様子

(2) 農林水産省「消費者の部屋」特別展示

今年で、8回目となった農林水産省「消費者の部屋」の展示は、平成 29 年 1 月 16 日 (月) から 20 日 (金) まで「使って広めよう Goho-wood」をテーマに実施した。

この会場は農林水産省内にあることから、入場者は霞ヶ関の公務員が中心であるが、農林水産省を訪れた人、近隣会社員、近くの主婦、修学旅行生等の来場者も多かった。

違法伐採問題の提起や合法木材を普及することが日本と世界の森林を健全に保つことになることをパネルにより訴えるとともに、日本における合法木材供給の実態についてのPRを行った。また、展示品の多くが生活に身近な家庭用木製品であったため、入場者の関心を集めることとなった。

期間中の来場者は、連日の寒波の中にもかかわらず 733 名を数えた。また、会場で木工制作も行い、期間中 20 名が合法木材キットによるティッシュ箱の製作を体験した。



写真 3-2-3-1 消費者の部屋特別展示の様子



写真 3-2-3-2 消費者の部屋 木工コーナーの様子

来場者へのアンケート結果(回答者数:646名)

今年も来場者に対しアンケート調査を行ったが、その結果は次のとおりであった。

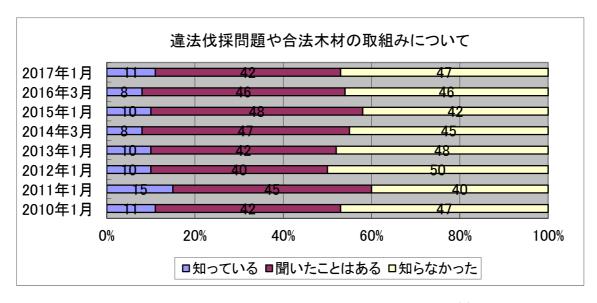


図 3-2-1 消費者の部屋特別展示でのアンケート調査結果(1)

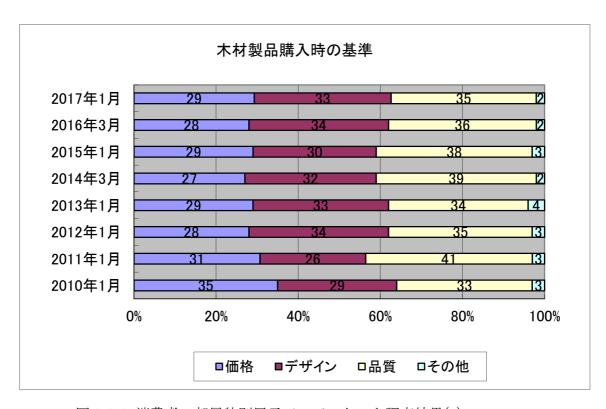


図 3-2-2 消費者の部屋特別展示でのアンケート調査結果(2)

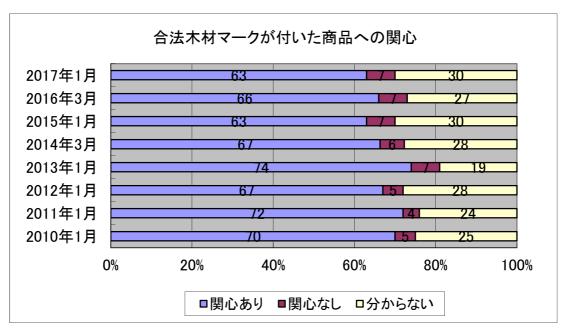


図 3-2-3 消費者の部屋特別展示でのアンケート調査結果(3)

「違法伐採問題や合法木材の取組」の認知度は、「知っている、聞いたことがある」という者が約55%程度、「合法木材マークがついた商品への関心」は約65%程度で推移しており、更に普及PRに取り組んでいく必要がある。

3 合法木材ナビの充実

違法伐採対策・合法木材普及推進委員会が監修し、全木連が運営しているホームページ「合法木材ナビ」(http://www.goho-wood.jp/)は、平成18年(2006年)に開設して以来、我が国の違法伐採対策、合法木材供給システム、合法木材認定事業者リスト、海外の関連情報等を一元的に提供し、木材業界関係者のみならず一般消費者にとっても貴重な情報源として、重要な役割を果たしている。

平成 28 年度は、ホームページのコンテンツ(掲載情報)のさらなる充実を図るため、コンテンツを適宜更新し、新しい情報の迅速な提供に努めた。開設以来のアクセス数(閲覧数)の推移を図 3·5·1 に示す。開設以来コンスタントにアクセス数が増加していることが見てとれる。コンテンツのなかでも合法木材供給システムの仕組み、供給事業者の登録リスト等がよく閲覧されているものと思われる。木材関係業者のみならず需要者も含め、様々な人がこのホームページから情報を収集し、利用者・関係者にとっても欠かせない情報源として利用されているようである。また、ホームページ上から問合せフォームを使って質問ができるよう、受付窓口を開設している(次項参照)。

月平均アクセス数(年別)

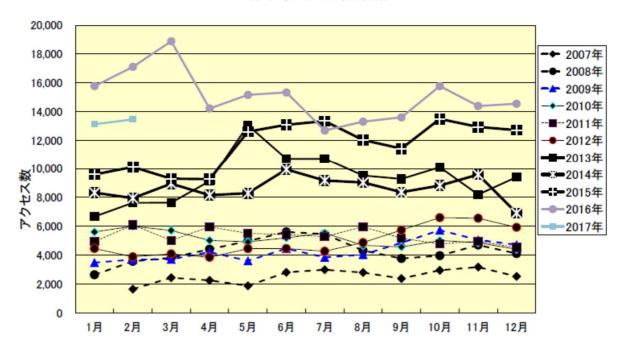


図 3-3-1 「合法木材ナビ」ホームページのアクセス数 (ページ閲覧数)



図 3-3-2 合法木材ナビトップページ

○問合せ窓口としての合法木材ナビの機能

認定団体・業界関係者だけでなく一般の消費者、合法木材の需要者・調達者からの問合せに迅速・的確に対応できるよう、合法木材ナビの中に問合せフォームを設置して問い合わせ対応システムを設置しているが、平成 26 年度にはおよそ 40 件の問い合わせがあった。なお、平成 22 年 3 月のこの問合せシステム導入から本年 3 月までのこのシステムを使った連絡は、およそ 240 件にのぼっている。問合せは、木材業界関係者(特に合法木材供給事業者)からのものが多く、合法木材ナビの掲載情報の修正依頼、ログイン情報問い合わせ等が多い。また、最近では、クリーンウッド法の施行を控え合法木材の証明方法の仕組みや輸入材の合法性の証明に関する問い合わせ、木質バイオマスエネルギー(発電に供する木質バイオマスの証明)に関する問い合わせが増えてきている。

第4章 木材の合法性証明の信頼性向上

認定団体・認定事業体を対象とした説明会・研修会の開催

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」による「森林・林業・木材業界団体の認定を受けて事業者が行う証明方法」等に基づく合法木材の供給について、需要側の要望に応えてその信頼性を確保するため、信頼性向上事業の一環として全国の認定団体及び認定事業体の責任者等を対象に研修を実施した。

(1)認定団体研修

平成28年5月にクリーンウッド法が公布され、違法伐採対策・合法木材を取り巻く状況が新たな局面を迎えたこともあって、平成28年7月7日(木)及び平成29年2月27日(月)の2回、木材会館(東京都江東区新木場)において認定団体の分別管理者・文書管理者の責任者等を対象に「合法木材供給事業者認定団体研修(主催、全国木材組合連合会)を実施した。

第1回の研修会では、全木連から合法木材供給の仕組みと現状について講義を 行い、その後、林野庁からクリーンウッド法の概要について講義を受けた。第2 回の研修は、クリーンウッド法の運用について林野庁から講義を受けた。

最後に全体質疑を行って研修を終了した。

この認定団体研修も今回で10回目となり、第1回、第2回の参加者等は次のとおりであった。

第 1 回 参加団体数 120 団体 参加者数 154 名 第 2 回 傘下団体数 125 団体 参加者数 161 名



写真 4-1-1 第1回認定団体研修の写真 (H28.7.7)



写真 4·1·2 第 2 回認定団体研修の写真(H29.2.27)

平成 28 年度 第 1 回**合法木材供給事業者認定団体**研修プログラム

平成28年7月7日(木)

東京木材問屋協同組合 木材会館7階ホール

(説明者は敬称略)

時間	項目	備考
14:00	主催者挨拶((一社)全国木材組合連合会 副会長 島田泰助)	
	来賓挨拶 (林野庁木材貿易対策室長 稲本龍生)	
14:15	① 合法木材供給の仕組みと現状	
	((一社))全国木材組合連合会 常務理事 森田一行)	
15:15	② 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(ク	_
	リーンウッド法)の経緯と今後の方向について	
	(林野庁木材貿易対策室長 稲本龍生)	
16:15	休憩	
16:30	質疑	
17:15	受講証明書授与	
17:30	(終了)	

平成 28 年度 第 2 回合法木材供給事業者認定団体研修プログラム

平成29年2月27日(月)

東京木材問屋協同組合 木材会館7階ホール

(説明者は敬称略)

時間	項目	備考
13:15	主催者挨拶((一社)全国木材組合連合会 副会長 島田泰助)	
	来賓挨拶 (林野庁木材貿易対策室長 稲本龍生)	
13:20	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリー	_
	ンウッド法)」の概要とその運用について	
	(林野庁木材利用課課長補佐 吉本昌朗)	
14:50	質疑	
15:30	(終了)	

(2) 認定事業者研修

平成 28 年 6 月~29 年 3 月にかけて、全国 55 の認定団体が認定事業体の分別 管理者、文書管理者等を対象として合法木材供給事業者研修を全木連と共催で実 施した。

この研修の内容については、基本的には前記「認定団体研修」の伝達を中心に各地における合法木材の供給実態やそれらに関連する情報についての意見交換等が行われているが、中には合法性証明の付いた県産材の活用による県独自の取扱いや、認定団体が独自で実施したモニタリング調査等の結果の検証等、実施団体毎に多彩な内容が見られた。

表 4-1-1 平成 28 年度合法木材供給事業者認定団体研修等実行状況

実施時期	主催	研修実行状況
第1回		第1回受講者
平成 28 年 7 月		120 団体
		154名
第2回	全木連	第2回受講者
平成 29 年 2 月		125 団体
		161 名
(場所:東京・木材		
会館)		
平成28年6月~29	認定団体	実施団体 55 団体
年3月	(中央・地	受講事業体 2,143
(場所:全国各地)	方団体)	受講者 2,511名
	第1回 平成28年7月 第2回 平成29年2月 (場所:東京・木材 会館) 平成28年6月~29 年3月	第1回 平成28年7月 第2回 平成29年2月 (場所:東京・木材 会館) 平成28年6月~29 年3月 認定団体 (中央・地

〈各認定団体の認定事業者研修の写真〉



写真 4-1-3-1 日本ツーバイフォーランバーJAS協議会の事業者研修



写真 4-1-3-2 北海道木連の事業者研修



写真 4-1-3-3 青森県木連の事業者研修



写真 4-1-3-4 静岡県木連の事業者研修



写真 4-1-3-5 広島県木連の事業者研修



写真 4-1-3-6 大分県木連の事業者研修

[巻末資料]

平成28年度	「違法伐採対策・	合法木材普及推進事業」について	32
--------	----------	-----------------	----

平成28年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」の 概要について

1 趣 旨

合法木材の供給体制は、平成 25 年度から平成 27 年度まで実施された木材利用ポイント事業や国土交通省の地域型住宅ブランド化推進事業の中で、合法木材が助成要件の一つになったこと等から合法木材供給事業者数が増加し、5月末現在で 12,200 を超え、全国各地でその整備が進展して、幅広い関係者に普及が拡大している。更に、2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックを控え、各種建造物や街づくりへの木材利用等が環境社会配慮の一つとして関心が高まっている。

このような中、5月20日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が公布され、新たな違法伐採対策・合法木材普及の取り組みが進められることとなった。

これらの状況に対応し、更なる合法木材の普及・定着を図るため、平成 28 年度林野庁補助事業「新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち地域材利用促進のうち合法木材の普及促進事業」、「違法伐採対策取組強化事業(委託費)」及び平成 27 年度補正予算による「違法伐採緊急対策事業のうち合法木材利用促進事業」により、以下のような事業を実施して、違法伐採対策・合法木材の普及促進を図る。

2 合法木材の普及促進事業

- (1) 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の設置。
 - ・年2回開催し、本事業の基本方針や事業の実効性を確保するための検討 を行う。
 - ・また、違法伐採対策取組強化事業の実施について検討をするため、「部会」 (5名程度)を設け、年2回程度開催する。
- (2)「合法木材」の利用促進及びその証明制度の普及を図るため、地方における展示会等への出展、情報窓口の設置と情報の提供など体系的な普及活動を 実施する。
- (3) 合法木材制度の信頼性を一層向上させるため、認定団体・認定事業者を対象とした研修を実施する。
 - ①認定団体研修

151の認定団体を対象に、7月と2月に東京で実施。

②認定事業者研修

林野庁担当者の指導・協力も得て、各認定団体と共催で実施。

3 違法伐採対策取組強化事業(委託費)

(1) 合法木材の流通実態調査

(公財) 地球環境戦略研究機関との共同実施

①アンケート調査

全認定団体(151)及び認定事業者を対象に合法性証明の実施状況 についてアンケート調査を実施。

②現地調査

全国 15 認定事業者程度について、合法性証明の実施状況 (分別管理、書類管理など) を調査。

(2) 中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する調査 国際熱帯木材機関(ITTO)に業務委託して実施。

中国政府、木材、木材製品関連事業者による合法性証明制度及び森林認 証制度の導入状況、輸入木材、木材製品の合法性調査、監査制度等の有無 など合法性証明等について現地調査する。

4 合法木材利用促進事業(27年度補正予算)

(一社)全国林業改良普及協会(全林協)と共同実施

TPP協定関連の補正予算により、「合法木材」に関する認知度向上のため、 下記①②③を実施し合法木材の利用促進を図る。

- (1)全木連が実施する事業
 - ①ワークショップの開催 全国8ブロックで各1回開催
 - ・中央、ブロック内の有識者、海外の合法木材流通に精通する者によって、 違法伐採対策の重要性、合法木材の仕組み、海外の取り組み事例、合法 木材の認知度向上の手法等を議論・分析する。
 - ・実施はイベント開催に精通した団体に委託して実施する。
 - ②セミナーの開催 全国 40 カ所程度で開催
 - ・民間需要者(工務店、設計士、木材製品流通業者等)を対象にワークシ

ョップで議論したブロックごとのテーマに沿ってセミナーを開催し、有益で他の地域の活動の参考となる教材等を作成し、合法木材の認知度向上を図る。

・セミナーの概要等を業界紙等に掲載し広く周知する。

(2) 全林協が実施する事業

③各種広報

- ・首都圏で開催されるエコプロダクツ展などの大規模展示会に出展し、 違法伐採や合法木材の仕組み等を普及 P R する。
- ・セミナーや大規模展示会等で活用する教材、パンフレット、パネル、 ビデオ映像を作成し、効果的な普及啓発を実施する。

林野庁補助事業

平成 28 年度 違法伐採対策·合法木材普及推進事業 総括報告書

2017年 (平成 29年) 3月

一般社団法人全国木材組合連合会 〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6F

TEL: 03-3580-3215 FAX: 03-3580-3226 URL: http://www.zenmoku.jp